

第 96 号議案

令和 2 年度仙台市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度仙台市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,822,565 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 688,744,863 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の補正は、「第 3 表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 分担金及び負担金		2,552,748	△50,341	2,502,407
	2 負担金	2,540,183	△50,341	2,489,842
19 国庫支出金		211,365,486	3,000,655	214,366,141
	1 国庫負担金	76,478,840	490,560	76,969,400
	2 国庫補助金	134,517,422	2,510,095	137,027,517
20 県支出金		29,978,159	△312,404	29,665,755
	1 県負担金	19,189,107	△109,919	19,079,188
	2 県補助金	8,519,866	△202,485	8,317,381
23 繰入金		40,490,809	267,283	40,758,092
	2 基金繰入金	39,955,977	267,283	40,223,260
25 諸収入		49,600,910	83,272	49,684,182
	8 雑入	2,408,945	83,272	2,492,217
26 市債		51,701,800	△165,900	51,535,900
	1 市債	51,701,800	△165,900	51,535,900
歳入合計		685,922,298	2,822,565	688,744,863

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		1,452,228	△15,840	1,436,388
	1 議会費	1,452,228	△15,840	1,436,388
2 総務費		34,695,834	△187,079	34,508,755
	2 企画費	6,026,616	△166,890	5,859,726
	3 税務費	4,427,505	△20,189	4,407,316
3 市民費		127,015,851	35,906	127,051,757
	1 市民費	123,128,153	35,906	123,164,059
4 健康福祉費		211,122,001	1,173,934	212,295,935
	1 健康福祉費	12,244,353	543,349	12,787,702
	2 障害保健福祉費	31,162,799	△34,907	31,127,892
	3 高齢保健福祉費	29,467,216	△343,413	29,123,803
	4 児童保健福祉費	92,547,010	△463,822	92,083,188
	7 保健衛生費	14,977,456	1,472,727	16,450,183
6 経済費		51,994,494	616,682	52,611,176
	1 商工費	49,746,518	616,682	50,363,200
7 土木費		57,205,646	△959,072	56,246,574
	1 土木管理費	2,271,835	101,180	2,373,015
	2 都市計画費	7,152,249	29,210	7,181,459
	3 住宅費	5,127,190	△130,000	4,997,190
	4 道路橋りょう費	26,375,277	△918,439	25,456,838
	5 緑政費	7,420,904	△32,233	7,388,671
	6 河川費	574,032	△8,790	565,242
8 消防費		15,317,159	10,824	15,327,983
	1 消防費	15,317,159	10,824	15,327,983
9 教育費		101,134,488	2,147,210	103,281,698
	1 教育総務費	13,395,937	1,112,293	14,508,230
	6 学校建設費	10,132,628	949,037	11,081,665
	7 社会教育費	7,072,913	△23,000	7,049,913
	8 市民センター費	1,882,678	42,600	1,925,278
	9 保健給食費	8,949,936	66,280	9,016,216
歳 出 合 計		685,922,298	2,822,565	688,744,863

第2表

債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額		
		補正前の額	補 正 額	計
教育情報ネットワーク運用事業	令和3年度から 令和7年度まで	千円	千円 1,989,000	千円 1,989,000

第3表

市 債 補 正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
道路整備費	千円 8,384,700	千円 △ 683,000	千円 7,701,700	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	% 9.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により、償還年限を短縮し、又は借り換えることができる。
自転車等駐車場建設費	453,200	△ 57,000	396,200	同 上	同 上	同 上
都市計画街路事業費	1,999,700	8,600	2,008,300	同 上	同 上	同 上
公園整備費	1,473,300	△ 1,200	1,472,100	同 上	同 上	同 上
被災宅地復旧費	5,600	45,500	51,100	同 上	同 上	同 上
学校建設費	6,602,700	521,200	7,123,900	同 上	同 上	同 上
合 計	51,701,800	△ 165,900	51,535,900			

令和 2 年度仙台市国民健康保険事業特別会計 補正予算 (第 2 号)

令和 2 年度仙台市の国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 179,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 90,372,249 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		63,825,458	156,800	63,982,258
	1 県補助金	63,825,458	156,800	63,982,258
8 繰入金		9,312,340	23,000	9,335,340
	2 基金繰入金	691,797	23,000	714,797
歳入合計		90,192,449	179,800	90,372,249

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		68,533	179,800	248,333
	1 還付金	68,533	179,800	248,333
歳出合計		90,192,449	179,800	90,372,249

令和 2 年度仙台市中央卸売市場事業特別会計 補正予算 (第 2 号)

令和 2 年度仙台市の中央卸売市場事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		1,512,605	△35,035	1,477,570
	1 使用料	1,512,605	△35,035	1,477,570
4 繰入金		542,777	35,035	577,812
	1 一般会計繰入金	542,777	35,035	577,812
歳入合計		4,194,599		4,194,599

第 99 号議案

令和 2 年度仙台市自動車運送事業会計補正予算(第 2 号)

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度仙台市自動車運送事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 2 年度仙台市自動車運送事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(項 目)	(既決予定量)	(補正予定量) (△減)	(計)
(2) 年間走行キロメートル	16,605千km	△ 62千km	16,543千km
(3) 年間総輸送人員	38,096千人	△ 10,275千人	27,821千人
(4) 一日平均輸送人員	104千人	△ 28千人	76千人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条本文に「なお、資金不足額の解消に充てるため、企業債(特別減収対策)1,800,000千円を借り入れる。」を加え、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額) (△減)	(計)
収 入			
第 1 款 自動車運送事業収益	10,430,888千円	△ 1,756,839千円	8,674,049千円
第 1 項 営業収益	7,326,370千円	△ 1,824,930千円	5,501,440千円
第 2 項 営業外収益	3,104,508千円	68,091千円	3,172,599千円
支 出			
第 1 款 自動車運送事業費用	11,389,658千円	△ 353,980千円	11,035,678千円
第 1 項 営業費用	11,252,621千円	△ 313,482千円	10,939,139千円
第 2 項 営業外費用	87,027千円	△ 40,498千円	46,529千円

(企業債)

第 4 条 予算第 6 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	既決予定額	補正予定額	計			
(4) 特別減収 対策企業債	千円 0	千円 1,800,000	千円 1,800,000	普通貸借又は 証券発行によ る。証券発行 の場合の発行 価格は、額面 100円につき 98円以上とす る。	9.0%以内（た だし、利率見直 し方式で借り入 れる公的資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該見 直し後の利率）	起債年度から据置期 間を含め15年以内 に元利均等その他 の方法により償還 する。ただし、融通 条件又は財政の都合 により、償還年限を短 縮し、又は借り換え ることができる。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第9条に定めた経費の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		(△減)	
(1) 職 員 給 与 費	4,540,640千円	△ 94,600千円	4,446,040千円

第100号議案

令和2年度仙台市高速鉄道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度仙台市高速鉄道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度仙台市高速鉄道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量） （△減）	（計）
(2) 年間走行キロメートル	12,615千km	△ 262千km	12,353千km
(3) 年間総輸送人員	94,530千人	△ 25,489千人	69,041千人
(4) 一日平均輸送人員	259千人	△ 70千人	189千人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条本文に「なお、資金不足額の解消に充てるため、企業債（特別減収対策）5,100,000千円を借り入れる。」を加え、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額） （△減）	（計）
収 入			
第1款 高速鉄道事業収益	24,668,146千円	△ 5,050,021千円	19,618,125千円
第1項 営業収益	19,539,981千円	△ 5,046,421千円	14,493,560千円
第2項 営業外収益	5,128,155千円	△ 3,600千円	5,124,555千円
支 出			
第1款 高速鉄道事業費用	27,148,398千円	△ 771,376千円	26,377,022千円
第1項 営業費用	24,661,832千円	△ 413,502千円	24,248,330千円
第2項 営業外費用	2,436,556千円	△ 357,874千円	2,078,682千円

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	既決予定額	補正予定額	計			
(4) 特別減収 対策企業債	千円 0	千円 5,100,000	千円 5,100,000	普通貸借又は 証券発行によ る。証券発行 の場合の発行 価格は、額面 100円につき 98円以上とす る。	9.0%以内（た だし、利率見 直し方式で借 り入れる公的 資金について 、利率の見直 しを行った後 においては、 当該見直し 後の利率）	起債年度から 据置期間を含 め15年以内 に元利均等そ 他の方法によ り償還する。 ただし、融通 条件又は財政 の都合により 、償還年限を 短縮し、又は 借り換えるこ とができる。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第9条に定めた経費の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		(△減)	
(1) 職 員 給 与 費	4,367,404千円	△ 42,400千円	4,325,004千円

第 101 号議案

令和 2 年度仙台市病院事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度仙台市病院事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 2 年度仙台市病院事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収		入
第 1 款 病 院 事 業 収 益	17,818,016千円	279,200千円	18,097,216千円
第 4 項 特 別 利 益	300千円	279,200千円	279,500千円
	支		出
第 1 款 病 院 事 業 費 用	19,286,829千円	279,200千円	19,566,029千円
第 4 項 特 別 損 失	100,000千円	279,200千円	379,200千円